

公益社団法人三田市シルバー人材センター 中期計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 シルバー事業を取り巻く環境の変化に的確に対応した持続可能な運営を検討し、公益社団法人三田市シルバー人材センターの5年後のあるべき姿を見据えた中期計画を策定するため、中期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 中期計画（案）を作成し、理事会に提出すること。
- (2) その他中期計画（案）の作成に必要な事項。

(構成)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、理事5人以内を持って構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第1条の目的を達成するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は委員長が召集する。

- 2 委員会の議長は委員長が当たる。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要に応じて、中期計画（案）作成の進捗状況を理事会に報告するものとする。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月29日から施行する。